

令和6年度第3回石狩市社会福祉審議会会議録

■日 時 令和6年12月20日（金） 13時30分～14時40分

■場 所 石狩市役所 5階 第2委員会室

■出席者【審議会委員】

鈴木会長・白戸委員・澤田委員・菊池委員・若狹委員・松原委員・石岡委員

【事務局】

富木福祉部長・佐々木福祉総務課長・高井障がい福祉課長・滝高齢者支援課長・宮地域包括ケア課長・富木広聴・市民生活課長・久保田社会福祉協議会地域福祉課長・宮原福祉総務課主査・角田障がい福祉課主査・藤谷高齢者支援課主査・部田広聴・市民生活課主査・小松平地域包括ケア課主任

■欠席者 0人

■傍聴者 0人

■会議次第

1 開 会

2 会長あいさつ

3 審 議

(1) 第5次石狩市地域福祉計画の策定について（継続審議）

4 そ の 他

5 閉 会

■配付資料 別添のとおり

■会議内容

1 開会

○事務局（佐々木課長）

本日は、大変お忙しい中、ご出席を賜りありがとうございます。

定刻となりましたので、ただいまから「令和6年度第3回石狩市社会福祉審議会」を開催いたします。

本日は、委員の皆さま全員が出席されております。石狩市社会福祉審議会条例第6条の規定により、本審議会が成立しておりますことを、ご報告いたします。

次に、資料の確認をさせていただきます。資料は、事前に送付しております「会議次第」と「第5次石狩市地域福祉計画・第7期石狩市社会福祉協議会地域福祉実践計画（素案）」、また、当日配付資料としまして、事前にいただいたご質問と回答要旨を記載した「事前質問・回答整理表」を配付しております。お手元にごございますでしょうか。不足がありましたら、事務局ま

で申し出ください。

それでは、会長からひとことご挨拶いただき、その後の進行につきましては鈴木会長にお願いしたいと存じます。鈴木会長よろしく申し上げます。

2 会長あいさつ

○鈴木会長

お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。

本日は、石狩市の地域福祉計画の審議ということで、福祉計画の中では一番大きな計画になります。これから5年間の石狩市の福祉計画を考えていくというものです。少しでも石狩市の市民の皆さんが豊かに健康で自分自身を自己実現できる、そういう石狩市になるよう、その一助になればよいと思います。どうぞ皆さんのご意見などをお聞かせいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

3 審議

○鈴木会長

審議に入る前に、会議録の署名委員の指名をさせていただきます。

本日は、諮問案件の継続審議となりますので、会議録については全文筆記とし、署名委員は若狹委員と松原委員のお二人にお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

それでは、審議に入ります。本日の議題は、継続審議となっておりました「第5次石狩市地域福祉計画の策定について」です。事務局から資料が提出されていますので、説明を受けたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(同意)

それでは、提出されております資料について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（宮原主査）

第5次石狩市地域福祉計画・第7期石狩市社会福祉協議会地域福祉実践計画（素案）に沿ってご説明いたします。

はじめに、表紙の次のページには、「地域福祉とは？」何かの説明を記載しています。誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、一人ひとりの努力（自助）、住民同士の支え合いや制度化された相互扶助（互助・共助）、行政が行う公的支援（公助）の連携によって解決していく取り組みが必要です。

また、計画の名称（通称名）は、第2次計画で「りんくるプラン」を通称名とした後、「新りんくるプラン」、「石狩りんくるプラン」と少しずつ変えてきましたが、結果的には何もつけない「りんくるプラン」が広く浸透・定着しているため、本計画の通称名は「りんくるプラン」としております。

次に、3ページをご覧ください。本計画の位置づけですが、本計画は、社会福祉法第107条に規定する「市町村地域福祉計画」であり、石狩市総合計画を最上位計画とする石狩市の計画体系の中で、福祉に関する上位計画に位置づけられ、保健福祉分野における分野別の計画と連携・調整を図りながら、地域福祉を推進するための計画です。

また、「石狩市成年後見制度利用促進基本計画」並びに「石狩市再犯防止推進計画」を包含するとともに、石狩市社会福祉協議会が策定する「地域福祉実践計画」としても位置付けられ、石狩市と石狩市社会福祉協議会が協働して地域福祉を推進する計画となっております。

なお、計画期間は4ページに記載のとおり、2025（令和7）年度から2029（令和11）年度までの5年間です。

5ページには、計画の策定体制を記載しております。策定にあたっては、学識経験者、福祉事業関係者、民生委員児童委員などからなる地域福祉計画策定ワーキンググループをこれまで4回開催し、日頃から感じている課題やその対応策について議論しながら、課題整理や素案の検討などを行いました。また、市民アンケート調査を実施しております。今後、本審議会による継続審議と答申をいただいた上で、パブリックコメントを実施し、策定することとしております。

「5 計画の推進体制」としましては、計画の基本理念、基本目標、施策の内容などを広く周知し、地域福祉に対する意識の醸成を図りながら、市関係部局はもとより、市民、関係機関、関係団体等が一体となって計画を推進していくほか、計画に位置つけた事業については、毎年度所管部局から報告を受けて進捗状況の点検と評価を行います。また、社会情勢の変化や制度改正等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行っていきます。

6～18ページまでは、5年間の人口や世帯数、高齢化率など石狩市の現状と、アンケート調査結果の概要を示しています。

次に19ページから20ページは、地域福祉の課題について記載しております。これまで第4次地域福祉計画に基づき各種施策を進めてきましたが、コロナ禍により、事業の見送りや見直しを余儀なくされたところもございます。高齢化や社会情勢の変化により深刻化する課題、厚田区・浜益区における地域的な課題など、引き続き、検討や対策が必要な課題につきまして

は、第5次計画に基づき取り組みを進めてまいります。

次に、21ページから24ページまでは、ワーキンググループでいただいた、地域福祉に関する現状や課題、その対策として出された提案・意見を載せております。

次に25ページは本計画の基本理念になります。

誰もが健康でしあわせに暮らせる地域社会を実現するため、自助、互助・共助、公助の連携と、住民相互の支え合いの機能「地域力」の向上により地域全体のしあわせが実現できるという考えのもと、第2次石狩市地域福祉計画以降は、「地域力」と「共に支えあうまち いしかり」を受け継ぎ、大きく変わらぬかたちで基本理念を定めてきました。

第5次石狩市地域福祉計画におきましても、第2次から第4次計画で積み上げてきた地域力を活かしながら地域共生社会の実現を目指すこととし、第4次石狩市地域福祉計画に引き続き、「地域力を活かし、共に支え合うまち いしかり～地域共生社会の実現に向けて～」を基本理念に掲げて地域福祉を推進します。

次に26ページをご覧ください。基本理念の実現を目指すために、本計画では3つの基本目標を設定しています。

基本目標1「みんながつながる地域づくり」では、地域のつながりやふれあいを活性化するため、属性や世代を超えて誰もが気軽に参加できる交流の場づくりなどを進めるほか、地域活動団体の活性化を図るなど、地域内のつながりを強化する取り組みを進めます。また、複雑化・複合化した生活課題に適切に応えることができるよう、関係機関や関係部署の連携の強化を図ります。

基本目標2「誰もが安全で安心して暮らせるまちづくり」では、高齢者、障がい者、子ども、生活困窮者など地域で支援を必要としている人、また、家族以外との関係を築けず自宅にひきこもっている人など、支援を必要としていながら公的なサービスの対象とならない、制度の狭間にいる人の把握や支援を行うため、地域住民や関係機関、行政の連携により自立を支える体制を整備し、誰もが住み慣れた地域で心豊かに安心して暮らしていくことができる取り組みを進めます。また、自然災害など緊急時に支援が必要な人への支援体制を強化します。

最後に基本目標3「福祉の理解と人づくり」では、誰もが必要な情報を得られるよう、様々な媒体を活用したわかりやすい情報提供・情報発信のほか、情報のバリアフリー化などにより福祉の理解の充実に努めるほか、福祉に関する情報提供や学習機会などを通じて、福祉意識の醸成を図ります。また、福祉の担い手不足を解消するため、ボランティア登録の推進や養成講座などによる新たな担い手の発掘、福祉施設に対する人材確保への支援など、人材育成・確保

に向けた取り組みを進めます。

計画の体系図は、27ページのとおりとなっております。

次に28ページから30ページには、重点施策を載せております。第4次計画同様、3つ掲げていますが、アンケート調査結果やワーキンググループでの意見などを踏まえて、より重点的な取り組みが必要と思われる内容に変更しております。

重点施策の1つ目としては「情報提供・情報発信の充実」。ワーキンググループなどでも情報発信の重要性があげられていました。支援を必要とする人が必要なサービスを選択し受け取るためには、様々な情報を得ることが必要です。必要な人に必要な情報を的確に届けるため、様々な媒体を用いて、わかりやすい情報提供・情報発信に努めるほか、受け手の状況に関わらず適切に情報が伝わるよう情報のバリアフリー化を進めます。

次のページになりますが、重点施策2つ目として「地域福祉を担う人材の育成と確保」を掲げています。地域福祉を推進する上で、その主体である地域住民の担い手は重要かつ不可欠です。少子高齢化の進展などにより、地域における担い手不足や担い手の高齢化は深刻化していますが、地域福祉活動やボランティア活動へ参加いただく機会を増やすなど、様々な分野が連携し、多様な機会を通じて福祉を支える担い手の育成や福祉教育を学ぶ機会の提供を推進します。また、全国で自然災害が頻発する中、令和6年度に開始した「災害ボランティア事前登録制度」の普及啓発により、災害時に救援活動できる人材の育成と確保を図ります。

次のページ、重点施策3つ目として「生活困窮者等に対する自立支援施策の充実」を掲げています。生活困窮者に関する課題が複雑化・多様化する中で、いわゆる「制度の狭間」に陥らないように家計、就労、住居、心身の課題など包括的に支援していくことが必要となっています。令和7年度4月から生活困窮者自立支援法が改正され居住支援などの強化がなされることも踏まえ、本計画でも重点施策として掲げました。

31ページから49ページまでは、基本目標ごとに施策の方向と主な取り組みを記載していますので、ご確認いただければと存じます。

50ページは、厚田区・浜益区の地区事情に応じた取り組みになります。49ページまでの取り組みにつきましても、全市域を対象としており厚田区・浜益区を除いたものではないのですが、急速な人口減少や高齢化の進展という地区事情を踏まえた現状や取り組みを記載しています。具体的には、福祉業務従事者の人材確保、育成就労外国人の受け入れ体制の充実などですが、買い物や通院のための交通手段の確保なども課題としてあがっているところですので、市関係部局なども連携しながら進めてまいります。

5 2 ページから 6 1 ページまでは、「第 2 期石狩市成年後見制度利用促進基本計画」、6 2 ページから 6 8 ページまでは「石狩市再犯防止推進計画」となっております。

また、今回の計画素案にはついていませんが、巻末に資料として、審議会やワーキンググループの委員の皆さまの名簿を載せる予定であります。私からの説明は以上となります。

○鈴木会長

ただいま説明がありました。これより質疑に入ります。

事前に菊池委員からご意見をいただいておりますので、簡単に趣旨を説明していただき事務局から回答をお願いします。

○菊池委員

インセンティブや I C T 機器という言葉が出てくるのですが、これは一般的に分かりやすいかどうかということを感じました。テレビなどでは出てくるのですが、広く市民にこの計画を理解してもらうためには、わかりやすい言葉を使った方がよいと思い、意見をあげさせていただきました。以上です。

○事務局（宮原主査）

ご意見ありがとうございます。ご指摘を踏まえ、注釈により言葉の意味を説明いたします。

具体的には、インセンティブは行動を促す動機付けや報奨。また、I C T は、インフォメーションアンドコミュニケーションテクノロジーの略で情報通信技術のこと。I C T 機器は、ネットワーク通信により情報・知識を共有する際に使用する機器の総称で、パソコン、タブレット端末、電子黒板など、といった説明のための注釈を追記します。

○鈴木会長

菊池委員、よろしいでしょうか。

○鈴木会長

では、そのほかの委員の方でご質問ご意見等がございましたらお願いいたします。

○松原委員

見やすく分かりやすいプランだと思って拝見させていただきました。1 点、施策の名称が変更になっている関係かもしれませんが、例えば 1 9 ページの下から 6 行目の「子ども子育ての各施策」っていうところ以外は、結構、ひらがなの「こども」表記になっています。また、2 7 ページの真ん中の 4 番も漢字を含む子どもになっています。最近、ひらがなに変わりつつあるみたいですが、そのあたりについて気になりましたので意見させていただきます。よろしくをお願いします。

○事務局（宮原主査）

今年度、子育て推進部の方でも新たなこどもビジョンを策定しており、そちらと連携して地域福祉計画を策定しておりますが、こどもビジョンでは、基本的に「こども」と表記するときには、ひらがなを使っているとのことでした。それに合わせ、こちらも一般的なこどもの表記はひらがなとしました。一方、「子ども子育て支援」や「子どもの学習生活支援」など、国の法律に基づく事業などについては、それに合わせて漢字表記にしているところです。以上です。

○松原委員

整合性がとれて使っているのであれば、よいと思います。

○鈴木会長

ありがとうございました。他にございませんか。

○石岡委員

石狩市再犯防止推進計画についてですが、65ページに資料として「刑法犯発生状況」の北海道全体と石狩市内とがございます。石狩市内でもこれくらい刑法事件があるのだなと思って見ておりましたが、この中で、実際に石狩市民で再犯防止推進計画の対象となる人がどれくらいいるのか。総数では258名という結構な人数だと思いますが、その中で石狩市民の方は何名で、石狩市でどこまで計画により推進していかなければならないのか。例えば258人のうち240人が札幌市民であれば、そこまで力を入れずに個別に対応していく方がよろしいかとも思います。その辺についてよろしく願いいたします。

○事務局（富木課長）

ただいまのご質問にお答えします。基本的に石狩市で起きた事件でも、札幌市の方が犯した罪か、石狩市民の犯した罪かなどの情報が市役所の方には来ません。石狩市民で罪を犯した方は、保護司の方が次の就職先を探すなどのケアをしているのですが、保護司自体にも守秘義務があり、我々にも誰が誰のお世話をしているのかが分からない状況にあります。ですので、計画でできることといえば、地域にそういう方がいるというような情報が入ってきたときに、その方がなるべく孤立しないような取り組みを町内会で行うとか、あるいは例えば、住むところが無いなどの住居の問題、お金がなくて生活に困っているなどの情報を、地域で押さえていただいて市の方に相談していただければ、対応できる部署におつなぎするような役割になろうかと思います。以上でございます。

○鈴木会長

はい、ありがとうございました。よろしいでしょうか。はい。他にございませんか。

○石岡委員

23 ページで、先ほど菊池委員がインセンティブという言葉のご質問をしてしていましたが、ここに「ボランティアポイントなどのインセンティブによる参加促進」と書いています。いろいろな活動がボランティア活動になると思いますが、特に社会福祉協議会さんでやっているようなボランティアで微妙な報酬、賃金ではないと思いますが、報酬が捻出されるようなボランティア活動が多々あると思います。そのボランティアを広げたいということですが、正直、北海道の最低賃金に届かない報酬で、それをインセンティブとは言わないのかなというのがあります。せめてボランティアをしてもらったら、1 時間当たりの金額が最低賃金を割らないような報酬、それを捻出できなければ全く払わないことにする。最低賃金を下回るような報酬のボランティア活動が多々見受けられますが、ただそれは北海道社会福祉協議会が決めた金額に石狩市も準じているということかもしれませんが、ボランティア活動をしたい若年層を取り入れるというのは、なかなか難しいと思います。0 か最低でも 1 時間の最低賃金、いま最低賃金は千数十円ですが、1 時間半の基準の報酬が九百数十円というボランティア活動もあるようなので、その辺は裾野を広げるという意味では、もう少しご考慮願えたらと思います。

○鈴木会長

はい、ありがとうございました。いかがですか。はい、お願いします。

○事務局（久保田課長）

社会福祉協議会の久保田でございます。石岡委員からのご意見ですが、23 ページにございますボランティアポイントなどのインセンティブ、これは決して報酬等ではございません。ボランティア活動を行うことによりポイントを貯めることで、自分の記録に残ったり、動機付けになったりといった形のものです。

次に 2 つ目の、有償であるけれども最低賃金に届かないような活動、例えば成年後見制度や日常生活自立支援事業制度における支援員の活動、これは北海道社会福祉協議会が定めた金額で行っておりますが、確かにその活動そのものに対する金額は最低賃金には至らない金額です。しかしながら、最低賃金を超える謝礼のようなものを出した時に、今度は労働とボランティアが明確ではなくなってしまう。労働であれば、労基法など様々な法律の縛りが出てくるのですが、いま申し上げましたように、ボランティア活動と労働の区別がなくなってしまうので、過去の判例では、有償ボランティアのお礼は概ね最低賃金の半額程度が上限であるとの判例が出ているように記憶してございます。以上でございます。

○鈴木会長

はい、ありがとうございました。

○石岡委員

それであれば、有償ボランティアで、「私はボランティアだから報酬はいりません。」という事は可能なのでしょうか。

○事務局（久保田課長）

それは本人のご意志で、その報酬を受け取らないということは可能だと考えております。またもう一点ですが、有償というのは決して労働の対価ではなく、例えばボランティアを依頼した人が気兼ねなく依頼できるようにという意味合いも含まれておりまして、先程から申しあげているとおり、決して労働ではないとご理解いただければと思います。

○鈴木会長

ほかにございませんか。

○澤田委員

22ページ一番下の災害時支援体制の関係で「個人協定等による要援護者の個人情報の共有、個別支援計画の策定」という提案ですが、後段出てくる例えば44ページの下から二つ目では「個別避難計画の策定」とあります。「支援」と「避難」、計画をつくるのであれば「避難計画」かなと思いますが、このあたりは支援の一環として、避難計画を立てるということで双方別々の単語でよいというその確認。あとは、23ページのほぼ真ん中に、「官民一体の仕組みづくりによる人材育成と確保」という言葉があります。この提案に対して、49ページの人材の育成の確保の中にその文言が特に入っていないのですが、これは入れてもいいと思うのですが、いかがなものでしょうか。

私は社会福祉協議会にいて、いろんなボランティアさんや民生委員さんとお付き合いをさせていただいていますが、常にいえるのは最近の人材不足です。町内会の人たち、高齢者クラブの人たちに役員のなり手がいないから、実質、活動がストップしている。老人クラブは、私が知っている範囲でも十カ所以上はクラブをやめています。それはなぜかというと、やはり人材の確保ができないから。これから高齢社会で、高齢化率は頭打ちになるかもしれませんが、単身世帯がどんどん増えていく中で、これを地域で見守るとか支援するということであれば、その地域だけに頼ってもだめな時期が来ています。例えば市役所の職員とか関係団体の職員などが、仕事中でも町内会の活動に出るなど、そういう思い切った発案が今後必要になってくるのかと。第5次計画の中で一発で解決できるとは思いませんが、本当に近い将来、来年か再来年かわかりませんが、ますます町内会や老人クラブが解散する世の中になっていくのかなと思

います。そうした時に、やはり若い人が町内会の旧態依然とした政策に対して意見をいってガラッと変えてくれるとか、そのようなことが必要になってきます。市役所の職員が必ず町内会活動に参加するような、当然強制力はありませんが、そのような方向性のある程度出していてもよいのではと思いました。

○鈴木会長

はい。ありがとうございました。最初に言葉の部分です。それから、人材育成について、49ページの項目の中に具体的に入れてはどうかということですが、いかがでしょうか。

○事務局（佐々木課長）

私からただいまのご質問ご意見に対してお答えします。初めに22ページの「個人協定等による要援護者の個人情報の共有、個別支援計画の策定」という部分、こちらはグループワークの中で出た意見をそのまま載せたものになりますので、支援と記載をしているのですが、もう一つの方は、個別避難計画という形で一般的にいわれている避難という文言を使わせていただいたところでございます。

次に人材育成、官民一体によるという部分、こちらもワーキンググループの中で、人材育成や人の確保について、先ほど澤田委員がおっしゃったように課題としてあがったところです。その中で市といたしましても、福祉人材の育成と確保については、地域力というものがないと、地域での見守りや、連携をとって情報共有していくこともできないことを十分に承知しているところです。そのようなことから、今回はこの計画の中で、重点施策という形で人づくりを載せさせていただいた経緯がございます。

ボランティア、地域人材の育成、子どもたちの福祉の心の醸成など、様々な福祉の考え方があると思います。その中で、今回はこの人材の育成について、それほど深い内容にはなってございませんが、市としても重点と考えている部分でございますので、関係機関、社会福祉協議会さまとも連携した形で取り組みを進めていければと考えてございます。私からは以上です。

○鈴木会長

はい。ありがとうございました。よろしいでしょうか。

○澤田委員

事前に質問書を出しておけばよかったのですが、急な質問ですみません。

本当に難しいものだと思います。私も商工会の集まりに行って、企業さんの地域貢献などをお願いしたりするのですが、やはりみんな忙しいです。ご寄附はいただきます。共同募金や社協の方にもご寄附はいただくのですが、人手を割くというのは本当に難しい。例えば、屋根の

下の除雪をやってくれたところが、翌年はぱったり来なくなるなど、やはり継続性も必要になりますので、息の長い対策が必要かなと思った次第です。

○鈴木会長

ありがとうございました。行政的な支援や取り組みもこれから必要になってくるのではないかと思います。他にございませんでしょうか。

○石岡委員

いま岩見沢あたりでかなり雪が降っております。昨日くらいまでで市の職員の方が1,800軒余りの独居高齢者宅の玄関が開かないなどの対応とか、存命確認をされたという報道記事を見ました。石狩市でそのようなことがあったら、どこの何課の方がそのような行動をとるのか。ただ、石狩市の職員の方が、石狩市の独居高齢の方を1日2日で全部回りきるのは、ちょっと不可能ではないかと思います。そこはそれこそ民間業者、福祉施設業者なのか除雪業者なのか、その辺はわかりませんが、そのような体制は整えていらっしゃるのかどうかというのが一つ。

あと、36ページの中段ほどにある鍵の預かり事業ですが、「自宅での生活に不安を感じている人が安心して生活できるように、町内会や警察・消防など協力機関と連携し、事前に自宅の鍵を預かり、様子がおかしいと思われるときなどに鍵を使って家屋内に入り安否を確認します。」と記載されていますが、これは実際には、ほぼ警察の方、官の人じゃないと臨場できない現状になっております。たぶん民間の方、町内会の方などが臨場する場合には、1名では絶対に入らないというのが今の決まりだと思います。2名以上、民間の方が安否の分からない家屋に臨場するのは正直厳しいと思います。入る方が決まっていって、2人揃わない場合、仮にA町内会では3名いるけど1人しか来れない場合には、警察が来るまで臨場できないことになります。民間より官の方の力を借りないと、なかなかこういう施策は実現できませんので、その辺を石狩市さんでしっかりやっていただきたいなと思います。以上です。

○事務局（滝課長）

高齢者支援課 滝と申します。ただいまのご質問のうち除雪に関してお答えさせていただきます。現在、市の方のサービスとしましては高齢者の方の福祉除雪サービス、昨年から制度を変えて2年目となっております。また、それ以外に町内会等の団体で雪かきをしていただいて、そこに交付金等を支払っている、ふれあい雪かき運動もございます。また、そこに当てはまらずとも除雪が必要になった方がいらっしゃる場合には、シルバー人材センターさんの方で電話を受け、同じようなサービスではありませんが、有償で都度除雪を受け付けていただいている体制になってございます。

岩見沢市のような大雪の場合にどうなるかという、近年でいいますと令和4年にかなりの大雪があり、こういうサービスだけでは足りず、その時には市の方で新たな施策ができないかということで、町内会さんをお願いしたり、企業さんをお願いしたりということをやっています。また、本当に家の扉が開かないなどのSOSが来たときには、市の職員が伺って除雪をしたということもございます。さらにもっと古くでは平成7年の大雪のときは、車の中で寝ていたら次の日にドアが開かなくなるといったくらいの大雪でしたが、その時には職員がまちに繰り出してお手伝いするということがございました。いま、こういうやり方でやりますとはっきりした形では言えませんが、その場合にに応じて、全庁的な対応というのは可能だと考えております。私からは以上です。

○鈴木会長

はい、ありがとうございます。よろしいですか。

○石岡委員

はい、いま平成8年、9年の大雪とのお話もありましたが、最終的に平成7年の大雪というお話をされて、それは合っていると思いますので、きちんと把握されてるなという認識を得ました。ありがとうございました。

○事務局（久保田課長）

続きまして鍵の預かり事業についてお答え申し上げます。鍵の預かり事業はこの計画に記載のとおり、安否確認がとれない場合に町内会の方が預かっている鍵を持って安否の確認をとるものですが、実際に居宅の中に入り込む行為に関しては、委員がご指摘のとおり、警察あるいは消防の方に入り込んでもらうような仕組みとしており、地域の方が第一発見者になるようなことがないようにしております。稼働としては、令和5年度末で約30名近くの方がこの事業を利用しており、年間でこの鍵を利用して安否確認をした方が4名ほどありました。あと消防の方ともある程度情報共有しておりまして、場合によっては、消防の方でその鍵を利用することも過去にはございました。以上です。

○松原委員

23ページで、これは会議の中で出てきたご意見をまとめているという話だったのでよいのかなとも思いますが、(2)地域リーダーやボランティアの育成と確保の二つ目の四角のところに「SNSやITを活用した人材支援」とありますが、今日の資料にもあるように最近ITよりICTを使うことの方が多いと思います。用語的なところは統一した方がよいと思いますので、重箱の隅をつつくようで申し訳ないのですが、きれいにまとめているので、そのあた

りも整備されたらなと思いました。以上です。

○事務局（佐々木課長）

私からお答えします。委員おっしゃるように、ここに記載しているのは、グループワークで付箋に書いていただいたものをそのまま載せています。ただ、記載された方も中身としてはICTと同じ意味で記載されたと思いますので、そこは修正してもよい範疇かなと考えてございます。私からは以上です。

○鈴木会長

ありがとうございます。他にございませんか。若狹先生がいかがでしょうか。

○若狹委員

松原先生のご意見に関連し、ITの手前にはSNSがあります。ITは他のページには出てこないのですが、SNSはこのワーキンググループ以外のところにも結構出てきます。僕らくらの年代だと注釈は必要ないと思うのですが、市民全般的に考えた場合、ICTに注釈をつけるのであれば、SNSにもつけていいのかなと思いました。

○事務局（佐々木課長）

ありがとうございます。SNSの部分、何よりもこの地域福祉計画を目にさせていただく方が分かりやすいことをモットーにしておりますので、その部分も注釈を考えていきたいと思えます。

○鈴木会長

ありがとうございました。他にございませんか。白戸先生いかがでしょうか。

○白戸委員

意見といいますか、ワーキンググループの話し合いの中で強調したいことがありまして、50ページのところで、重点施策項目とは独立して、厚田区・浜益区の実情に応じた取り組みが示されております。また、51ページの下の将来のまちの姿のところで、地区の特性を活かしたまちを目指すとしています。ワーキンググループの話し合いの中身は、今回の本体の計画にすべて反映されているのですけれども、特にワーキンググループの委員の方が強調されていたのは、厚田・浜益の人口が減っているとか高齢化が進んでいるとかにとどまらない、厚浜独自の歴史と土地の風土がある、そういった中で地域福祉計画といっても単に医療や福祉の計画ではなくて、まちづくりの計画の中に位置づけて取り組んで欲しいという強い要望がありました。50ページ（1）地区の現状の1番最後の段落に、地域おこし協力隊うんぬんといった記載があるように、まちづくり事業と連携しながら、地域福祉計画を推進するということが強調され

ておりました。

あともう一つ、言葉の使い方について、厚田の方から「地域の活性化が図られています。」という言葉の使い方が、順調に活動が進んでいるという誤解を生じる表現になっているということで、地区のみんなが大変苦勞して活動を進めていることがわかるような表現にして欲しいという宿題がありました。このところをどんな検討をされたのか、まだ検討の最中なのかお知らせいただきたいと思います。ワーキンググループの議論の中では、「図られています」は実現していると誤解してしまう人もいるから、「取り組んでいる」などの表現はどうかという話もありました。今、この場でなくても結構なのですが、地区の方の気持ちが盛り上がるような方向で文章を考えていただければと思います。

○事務局（佐々木課長）

ただいまのご質問に私からお答えいたします。50ページの厚田区・浜益区の部分で、地域の活性化がもう図られていると取られるのではないかというご意見だったと思います。まだ段階の途中で継続して図っていますよ、という意味合いで記載させていただいているのですが、この部分につきましては、取り組みが行われているような言い方に変えたいと思います。

○鈴木会長

ほか、ございませんでしょうか。

では、1点だけ、この素案の修正ということではないのですが、いま、子ども家庭福祉の分野では、制度を含めて動いています。この計画の中には、こどもビジョンで検討されている、あるいはこれから検討される内容も含むと思いますが、例えば、38ページに、「妊産婦、子育て世帯、こどもへの一体的な支援体制の充実」という取り組みの項目があって、具体的には全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへの一体的な相談支援を行うため、子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターを統合して、こども家庭センターを設置します、となっています。この、こども家庭センターですが、母子保健の分野と児童福祉の分野に関係します。この両方の分野を推進していくということで、こども家庭センターを国がつくったのです。これは22年の児童福祉法の改正の中で決まりました。各市町村の部分では、必置ではないのですが、努力義務でつくりなさいとなっています。先ほど、こどもビジョンの中で検討している最中だということをお伺いしました。これは、こどもの分野においては、すごく重要な事業です。特に今までの制度にはない部分で、それがこのこども家庭センターの中に含まれています。要するに、在宅、家庭を対象にした地域の支援体制をつくってくださいというのが、こども家庭センターの中身だと思います。残念ながら日本の児童福祉は、この家庭、在宅に対するサー

ビスとか、その支援の仕組みとかがありません。高齢者、それから障害者の分野というのは、包括支援センターを含めて、やっと形ができました。残念ながら、こどもの分野に関しては、この仕組みができていませんが、その第1歩ということでこども家庭支援センターの設置、地域包括も含めた働きを各市町村につくれという状況に今なっています。今の石狩市は、こどもビジョンの中で大いに検討しているということでございます。

言いたいことは、この地域福祉計画というのは、このあと5年間有効です。おそらく、今年あるいは来年含めてこどもビジョンの検討を石狩市の方でやられると思います。その中で検討した特に重要な取り組みについて、できあがった段階でこの地域福祉計画の中に取り入れる、そういう方向性で考えていただけるとありがたいのです。計画でいうと、5ページの計画の推進管理、この中に1項目ありますので、こどもビジョンが作成されましたら、その中でさらに重要な事業などをピックアップしていただいて、地域福祉計画の中に取り入れていただければいいなという要望です。

○鈴木会長

あと、委員の先生方ほかにありませんか。

他にご質問がなければ、「第5次石狩市地域福祉計画の策定について」の説明と質疑を終わりますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

○鈴木会長

それでは、本日審議いたしました第5次石狩市地域福祉計画（素案）の取扱いについてであります。こちらの素案を原案として、パブリックコメントを行っていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

○鈴木会長

それでは、以上で次第の「3 審議」を終了します。

4 その他

○鈴木会長

次第「4 その他」に移りますが、皆さまから何かございますか。

では、事務局から何かございますか。

○事務局（佐々木課長）

今後の予定についてご説明いたします。本日いただいたご意見をもとに修正等を加え、1月10日～2月10日までパブリックコメントを実施いたします。

次回の審議会につきましては、2月中旬～下旬に開催に向けて日程調整をさせていただき、パブリックコメントの検討結果の報告と地域福祉計画の答申をいただきたいと考えておりますが、先般、来年4月から高齢者を対象に、带状疱疹ワクチンが定期接種化されとの報道がございました。新型コロナワクチン同様、自己負担が生じる場合、審議会に諮る必要性がありますことから、地域福祉計画の審議とは別に1月中を目途に開催する可能性がございます。現時点で国からの正式通知はありませんが、決まり次第ご案内いたしますので、よろしくお願いいたします。事務局からは以上です。

5 閉会

○鈴木会長

それでは、以上ですべての議事が終了しました。これにて令和6年度第3回石狩市社会福祉審議会を閉会いたします。皆様、ありがとうございました。

上記会議の経過を記録し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和 7 年 2 月 5 日

会 長 鈴 木 幸 雄 _____

署名委員 若 狹 重 克 _____

署名委員 松 原 三智子 _____